

# 令和2年第5回教育委員会定例会議事録

令和2年5月8日

東久留米市教育委員会

令和2年第5回教育委員会定例会

令和2年5月8日（金）午後1時44分開会  
市役所7階 703会議室

議題 (1) 諸報告1

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について
- (2) 議案第23号 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について
- (3) 議案第24号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱に係る教育長の臨時代理の承認について
- (4) 議案第25号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について

(5) 諸報告2

- ②東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について
- ③令和元年度東久留米市「学力定着度調査」結果について
- ④教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について
- ⑤令和3年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択方針等について
- ⑥令和元年度後期（10月～3月分）の教育長の休暇等の取得について
- ⑦その他

---

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 10人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後1時44分)

- 園田教育長 これより令和2年第5回教育委員会定例会を開会します。  
委員は全員出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は馬場委員にお願いします。  
○馬場教育委員 はい。
- 

### ◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ開けております。また、換気にも留意しておりますが、マスクをしていただくなど、個々の対策もおとりいただきますようお願いいたします。

なお、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

### ◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。3月27日に開催した第2回臨時会及び4月2日に開催した第3回臨時会の議事録についてご確認いただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎諸報告1

- 園田教育長 日程第1、諸報告1「①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について」の説明をお願いします。  
○栗岡教育総務課長 諸報告1「①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について」、前回の定例会での報告以降の内容について、まず教育総務課より、庁内における対応を説明し、続いて生涯学習課、図書館、最後に学校関連の順に説明します。

庁内においては、東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部会議をこの間、計5回開催し、各所管課におけるコロナ関連情報の共有を継続して行ってきました。職員体制については4月14日から公共交通機関を使用する職員を対象に、通常勤務時間を前後1時間ずらす時間勤務制を実施、さらに4月20日からは全庁的な取り組みとして交代制在宅勤務を実施し、各部署では通常行っている業務を維持しつつ、業務の優先度や職員体制を工夫しながら、可能な限り職場内が過密な状態とならないよう業務を行っています。

教育総務課からは以上となります。

- 板倉生涯学習課長 生涯学習課の関連施設の休止状況について報告します。現在、スポーツセンター、青少年センターの屋内体育施設、運動広場やテニスコートなどの屋外体育施設、生涯学習センターについては6月30日まで使用を中止しています。また、学校施設を活用した開放事業についても6月30日まで利用を中止しています。4月28日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、6月30日までの施設利用の中止について決定がされたもので、これを受けて生涯学習課の関連施設についても6月30日までとし

ております。6月30日という決定に至った経過としては、この間、何回にもわたって休止期間を延長することは市民の皆様にとってなかなか分かりづらいというご意見が多く寄せられているといったところ、また、施設の予約は概ね2カ月前から始まる施設が多いことから、6月30日まで施設利用を中止しようということが話し合われたと伺っています。また、それとともに、ただし書きとして、もしコロナウイルスの収束に一定のめどが立った場合には、6月30日から前倒しして施設利用していくということを踏まえた上で、今回はこのような決定がなされたという伺っています。これを受けて、さまざまな施設は6月30日までの利用の中止をさせていただいているところです。

○佐藤図書館長 図書館についても、緊急事態宣言下における東京都からの休業要請に基づき、本市の公共施設が一律6月30日まで休止としていることから、市立図書館4館においても6月30日までの完全休館ということで、予約本の受け渡し窓口等も現在休止している状況です。なお、今般、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されまして、引き続き東京都は特定警戒都道府県に指定されています。この中で、国は博物館や図書館、美術館などは感染拡大防止対策を講じた上で特定警戒都道府県においても、その開館を可能にする方針を打ち出していますが、一方で東京都は5月5日の東京都知事の記者会見においても、都内の現在の状況からまだ図書館等を再開する段階ではないということで、引き続きの休業を打ち出しています。これらに基づいて、最終的には東久留米市における対策本部での決定がなされていくこととなりますが、近隣市等々と意見交換を行った状況において、各市においても引き続き今後も当面の間は完全休館を行いながら、東京都及び近隣の状況等を注視していくという意見が多くあり、これらの中でまた判断していくということで考えています。

また、学校の休業も引き続いており、子どもたちに向けて図書館で何らかの支援ができないかというところでは、今後も各学校への団体貸出等は継続実施していくほか、児童・生徒が例えば登校日などに本に触れる機会を少しでも提供できないかということで、図書館の中で除籍したりサイクル本がありますが、希望する小中学校にリサイクル本を提供して活用していただきたいと考えています。

○園田教育長 学校以外の教育施設について、スポーツセンター、生涯学習センター、図書館についての状況の説明がありました。これについてご質問、ご意見はありますか。

○尾関教育委員 市の会議での決定ということは分かりました。学校の休業は5月31日までとなっていますが変更があった場合、あるいは5月31日の時点で休業が終わって校庭開放ができるようになった場合の連絡については、ホームページに出すだけでなく、直接、関係団体に行ってください。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

よろしければ、次に学校についての説明をお願いします。

○森山教育部長 続いて、市立学校関係です。去る4月2日の教育委員会臨時会において市立小・中学校における5月6日までの臨時休業について報告しました。その後、国の緊急事態宣言の発令やその全国への拡大、また特別措置法による施設の使用制限等、さまざまな状況の変化がありました。また、4月24日には国の緊急事態宣言の動向等の情勢判断が困難なことや、5月7日は大型連休の翌日に当たるため十分な周知が行なえないことなどから、都立学校の取り扱いと同様に、5月7日と8日については「東久留米市立学校の管理運営に関する規則」に基づく児童・生徒を登校させない日とする旨、通知していました。このたび、5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。また、これを受け、東京都教育委員会においても、5月5日の臨時会において都立学校の5月31日までの臨時休業を決定するとともに、同日、東京都教育委員会より各区市町村宛てに文書発出がありました。その文書においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第7項に基づき、東京都知事から東京都教育委員会に対し必要な措置を講じるよう要請があり、これを受けて都立

学校においては令和2年5月7日から令和2年5月31日まで臨時休業を実施する旨が示されており、市教育委員会においてはこうした状況を十分に踏まえ、小・中学校等の取り扱いについて対応するよう依頼がありました。

つきましては、東久留米市教育委員会としても児童・生徒の健康、安全を第一とし、新型コロナウイルス感染症に係る予防のため、令和2年5月7日から5月31日まで学校保健安全法第20条における臨時休業の措置を市立の全小・中学校で実施するものとし、対応を図ってまいることとしました。臨時休業中の取り扱いについては指導室長から説明します。

○**樺田指導室長** 初めに、4月の学校での児童・生徒の預かり状況について報告します。

やむを得ない事情がある場合に限った8時30分から11時30分までの預かりですが、4月全体で、市全体で最も多い日は12人でした。ほとんどの日は1桁の人数の預かりを行っていました。特に、本村小学校ではプログラミング教育の研究発表の実績から、タブレットPCを利用する児童が毎日7、8人登校していました。

次に、5月31日までの対応について説明します。本日配付した資料をご覧ください。この会議の後に各学校に発出する通知文です。4月と大きく変更したところを説明します。1ページの2番をご覧ください。授業時数を確保するために学校行事の精選、6校時までの授業、家庭学習の実施を行います。特に、学校行事では「運動会」「学芸会・学習発表会」「展覧会」「合唱コンクール」を中止とします。ただし、授業時数を確保した上で各学校が創意工夫して縮小してできることとしました。3番をご覧ください。既に学校にある、学習ドリルソフトeライブラリを活用することとしました。このソフトは主要教科のドリル学習が充実しており、児童・生徒一人ひとりにIDを付与することで、子どもたちがインターネットを介して自宅で自分のペースで学習ができます。また、教員も子どもの学習の進捗状況を確認することができますので、家庭学習を充実させるために全校で活用していきます。

次に、登校日についてです。来週の5月11日（月）から15日（金）までに、学年別に1回の登校日を実施します。2ページをご覧ください。感染拡大防止のために各教室の入室人数を20人以内としますが1回の登校時間を2単位時間とし、「学習チェック表」「生活チェック表」「家庭学習の課題」の配布を行います。（3）に記載しましたが、今回の家庭学習の内容は、3月から休業となつてできなかった学習とし、教科書等を活用する課題の準備を学校にお願いしています。家庭学習の充実について、2ページの2番をご覧ください。第一小学校では子どもたちの下駄箱を活用して課題を保護者が持ち帰ったり、取り組んだ課題を提出したりする「下駄箱ポスト」を行っていることを全校に伝えました。このように、プリントなどの紙媒体の課題について常に配布、回収できるよう工夫することとしました。また、eライブラリの実施状況を確認し、児童・生徒に利活用を促すことを行っていきます。授業の動画配信については、学校によって教員に動画撮影の技術力の差があるために、できる学校からトライアルとして実施していただき、その取り組みを市内全校で取り組めるよう準備を進めていきたいと思っています。これらの学習や、再開後の小テストなどを1学期の学習評価に反映させることを子どもたちや保護者に伝えていきます。このようなことを登校日に全児童・生徒に伝え、登校していなかった児童・生徒に対して電話や家庭訪問を行って、確実に伝えることとしています。なお、現在、教育総務課で進めているモバイルルーターの準備ができ次第、学校のタブレットの貸し出しを行って、全児童・生徒が家庭でICTを活用した学習ができるようにします。今回から、補習教室や個別面談を必要に応じて行うこととしました。4番をご覧ください。週1回の電話などの連絡やeライブラリの実施状況によって、対面での指導が必要な児童・生徒を学校に呼び、補習教室を実施できることとしました。小集団で行う場合は10人以内で実施し、感染予防に努めていきます。

校庭開放については、外出自粛のため、実施しないこととしています。

3ページをご覧ください。やむを得ない場合の児童・生徒の預かりも継続して行います。

7番に記載しましたが、今後の授業日の確保の対応として、朝学習の実施は学校再開後、必ず行うこととしました。また、土曜日や夏季休業日を授業日とすることを検討しています。こちらは近隣市の状況を見ながら決めていきたいと考えています。

最後に、9番の教員の勤務についてです。自宅勤務や時差通勤等を行うようにしています。第九小学校では、4月に、双方向の会議用ソフトを使ってオンライン職員会議を2回実施したそうです。何とかうまくできましたという報告がありました。このような各学校の工夫を市内全校に伝えていきたいと考えています。

保護者宛てのものも今回配布しています。保護者宛ての通知については学校と調整しまして、多少言葉の修正が出ることをご了承ください。指導室からは以上です。

○**園田教育長** 最初に説明してもらった臨時休業の報告のうち、右上に学務課と記載している通知文では、5月7日から5月31日まで臨時休業にするとなっておりますが、4月24日付で別途既に通知が出ていて、その中で5月7日と8日については学校長の判断で登校させない日とするようにしたと、そういう扱いの通知が出ているということですね。

この通知と昨日出したこの通知との関係について解説してもらえますか。

○**白土学務課長** 4月に出した通知の段階では、教育部長からも説明させていただきましたが、この時点で緊急事態宣言の動向等の情勢判断が困難だったこと、また、5月の大型連休の翌日に当たるため十分な周知が行えないことなどから、児童・生徒を登校させない日とする旨、通知していました。一方、5月5日に都立学校の取り扱いが都の教育委員会で決定しており、都立学校でも同じように5月7日と8日は児童・生徒を登校させない日としていたのですが、その7日と8日にかぶせるような形で、7日と8日も感染拡大防止のための臨時休業期間として都立学校でも通知を出していますので、東久留米市教育委員会においても都の扱いと同様に、7日と8日については学校保健安全法における臨時休業ということで、5月7日発出ではありますが、そういった形で対応したということです。

○**園田教育長** 分かりました。7日と8日、昨日、今日についてもこの通知によって学校保健安全法に基づく臨時休業と読み替えたということですね。

○**白土学務課長** はい。

○**園田教育長** 臨時休業という状況は4月とは変わっていないわけですが、そういう中において可能な限り子どもの学習面での学校側の点検も含めた対応、あるいは児童・生徒の個々の状況把握について、4月に取り組めなかったことについても少し盛り込んでいるところです。こうしたような新しい取り組みも含めて、ご質問なりご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

○**尾関教育委員** 子どもの交通事故が増えていることが指摘されていますが、特にそれについての注意喚起を行っていくのですか。

○**椿田指導室長** 本市の子どもの交通事故については、現時点では報告は来ていません。コロナウイルス会議とは別に、定例校長会の中で、子どもたちの交通事故防止について声かけするようにという話はさせていただきました。

○**馬場教育委員** 4月から引き続きこういう状況にあり、現場の先生方や校長先生、学校関係者の皆さんがそれぞれ知恵を絞ってホームページで毎日発信してくれたり、子どもたちのために活動してくれていることを心から感謝します。特に、短い間にこれだけのことを準備してくれた指導室には本当に感謝します。

一つ質問があります。「児童・生徒に学習ドリル e ライブラリの ID 及びパスワードを付与し、インターネットを介して」とありますが、e ライブラリを直接検索して入るのか、各学校のホームページから入るのですか。

○**椿田指導室長** インターネットのホームページから直接、e ライブラリと入力すると検索が出てきますので、そこから入ることができます。

- 馬場教育委員 市のeライブラリではなく、学校のホームページに入っているのですか。
- 樺田指導室長 このソフトは一般に販売しているものなので、インターネットから入ります。
- 馬場教育委員 分かりました。この間、保護者からご意見を聞いています。各学校がそれぞれいろいろな形で発信し、課題を出しているのですが、保護者もそれを見るのが精いっぱいという状況で、子どもも親もストレスがマックスであるとよく聞かされています。
- 家の中での時間割のつくり方や学習の進め方、東京MXテレビの「はおようスクール」とかの学習支援サイトの表示を各学校がホームページで紹介してくれていますが、「ほかの学校と違う」「ほかの学校はこうしている」ということに対してものすごく保護者が敏感になっています。学習ができないということよりも、他校と比較していて、他校と違うことに対する不安が顕著に出ています。「うちの子だけが取り残されてしまうのではないか」というおそれがすごく強いようなのです。なので、このようにeライブラリのように統一したものがあるのは、保護者の皆さんにとっても安心材料になると思います。
- 家庭の事情でなかなか学習できない子どもたちへの配慮もしてくれていることに感謝します。もしかしたら長引くかもしれない中で心のケアも含めて、先生たちの発信力にかかっていることが多いと思いますがよろしくお願いします。
- 細田教育委員 学校、図書館やスポーツ関係施設が再開された場合、どのように受け入れていくのかについては各部署で考えていくとは思いますが、まずはわれわれに連絡をいただきたいと思います。
- 宮下教育委員 保護者宛ての対応の2に関して伺います。「家庭学習用の課題の配布」と書いてあります。学校が家庭学習用の課題を綿密に計画した上で、保護者を通じながら各家庭に行っていると思います。(3)のところですか。3月も4月の学習も未履修。多分、5月の学習も未履修のままだろうと思います。そういう子どもたちが、未履修の中において「(3)に1学期の学習評価に反映する」とあります。ということは、未履修だが1学期の学習に反映するという事は、学習課題の提示の仕方によってこそ、評価に反映できるのだろうと思います。その点について何か考えを持った上で各学校が学習課題を提示するように、教育委員会から話をしているのでしょうか。
- 樺田指導室長 未履修の学習内容を学習評価に反映させるものについては、どれだけ取り組んだかという主体的に学習に取り組む態度を、また、身につけた知識理解については、改めて再開後の小テストなどを行って子どもの学習状況を把握し、それを評価に反映させるようなことを考えています。
- 宮下教育委員 そうだとするならば、家庭学習の課題は教科書の指導計画に基づいて準拠したものとする必要がありますね。指導計画に従ったものについて、子どもなりに学校と連携をとりながら学習し、着々と努力する。その成果が出れば1学期の学習評価に補充できるのでないかと考えています。校長会とは話をされていますか。
- 樺田指導室長 宮下委員のご指摘のとおり、各学校では4月に行う学習について課題を考えているようです。1校の例ですが、10分ほどの動画をつくりそのリンク先をホームページにアップして、最後に先生が、「では課題のこのプリントをやってみましょう」と結び、その課題のプリントをやるための説明動画の作成に取り組んでいる学校があると聞いています。子どもが分からないところを分かるように工夫して、学習評価の一部の資料として活用していきたいということで話を聞いています。
- 宮下教育委員 家庭学習の内容や方法がここで大きく変わってきています。そのことを前提にしながら、様々な手法がとられてくるだろうと思います。従来の家庭学習は予習や復習を中心としたものでしたが、全く異なったものが入ってくることになります。それが(2)に書いてある、いわゆるパソコン等を導入した授業配信、学習配信になります。さまざまな状況をよく理解した上で、子どもたちの家庭学習はどうあるべきかを私たちも考え直していく

必要があると思います。

(2)についてはICT環境が家庭によって相当違うと思いますので、私たちはどのようにこれをケアすればいいのか。ここに書いてあるようなICT環境が不十分な家庭にタブレットの端末を貸し出すとありますが、それぞれの家庭環境に即した上での指導を十分に行っていただきたいと思います。

子どもたちのICT環境がどのような状況下にあるのかを調査した上で、必要があれば個別に対応していくという内容になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**樺田指導室長** 家庭にICTを活用する環境が整っているかどうかについては、指導室としても心配しています。何校かに聞ける範囲での調査をお願いしたところ、数校が学年を絞って聞いてくれたのですが、1割から3割の子どもの家庭にインターネット環境がないことが分かりました。学校によって差がありますので、電話等で児童・生徒の状況確認をしっかりと行うように伝えました。家庭にICTを活用する環境がない場合は学校に来てタブレットを使って勉強するとか、ほかにも何かできるフォローを考えていきたいと思っています。

○**宮下教育委員** 状況等を十分に把握して(3)の学習評価に反映していきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○**園田教育長** 評価についてですが、特に受験を控えた中学3年生などはこの1学期の評価がどういったような形でつけられるのか、生徒本人も保護者もとても不安な状況だと思います。「こういう状況にある中、一定のこういう考え方の下、こういうものに基づいて評価をしていく」ということを学校としても伝えていく必要があると思います。そういう意味において、中学校の校長会とも相談の上、教育委員会としてはこういう文言を發出しているということです。これに基づいて各学校が生徒に「こういうことを中心に見ていく」と伝えていくという理解をしているのですが、指導室長どうですか。

○**樺田指導室長** 中学校の先生方からは、本当に家庭学習で子どもたちに学習が実についたかどうかを正確に把握しなければならないという声が上がっています。そこで、「学校再開後に行う小テスト」という言葉は、中学校から「ぜひ入れてもらいたい」とありました。再開した段階で子どもの学習状況をしっかりと把握した上で、今後の学習計画を立てていきたいという話が出ていました。中学校の校長先生方もそのように考えているそうです。

○**園田教育長** 高校受験における中学校の成績の取り扱いについてはこれまでどおりやるのか、あるいは何らかの変更を講じるのか。都の教育委員会からはまだ連絡がないのでどうなっていくのか分かりませんが、少なくとも現状においてこういうことは必要であるということを示しているということです。そのほか、いかがですか。

○**馬場教育委員** 感染に関して伺います。富山県だったと思いますが、ただ一日の登校で、学校でクラスターが発生してしまいました。久しぶりに会った嬉しさで近くに行ってしまったり、しかも暑くてマスクを外してしまったりとかは絶対にこの時期あり得ると思います。何日間かの登校日にはありますが、その辺の指導を伝えていただければと思います。

○**樺田指導室長** ご指摘ありがとうございます。この後、学校に送る通知文の中で、そういった感染予防の徹底ということの説明を入れさせてもらいます。

○**園田教育長** 家庭学習の進み具合や子どもの様子を把握するには登校日をつくりたいですし、先ほど宮下委員がおっしゃったように、オンライン学習といってもそのやり方をまず教えなければいけないということもありますから、ガイダンスの時間、例えばタブレットを貸し出す際にも事務的に貸せばいいというものではなくて使い方の説明をしたいと思っています。一方、ある程度の感染リスクがありますので、学校長向けの通知文の中でもこれまで言ってきた注意喚起を改めて付けていますが、こういうものに十分留意した上で登校させていくことを今後とも引き続き、何度も注意深く学校に伝えていく必要があると思っています。

今回、4月には取り組めなかった補習教室という取り組みや、あるいは個々の生徒の状況



の把握として先月は週に1回電話でと言っていました。それは引き続きやりますが、それ以外にも必要に応じて個別の面談、場合によっては学校訪問も可能ということも含めて取り組んでいきたいと思っています。

また、6月以降に再開となった場合ということで幾つか記載していますが、例えば、学校行事の精選ということも考えざるを得ないということで、運動会、合唱コンクールなどの取り扱いも考えていかなければいけない。そのようなことも発出していますし、4月、5月に行えなかった分の学習時間をどう確保するのかということもあり、夏休みや土曜日、あるいは朝学習等についても今の段階で案内をしておいた方がよかろうという判断で一定の文言を付け加えているということです。

そのほかよろしいですか。

- 細田教育委員 子どもたちもストレスがたまっていますので、学校が再開したら、いじめ問題対策をしっかりとっていただきたいと思います。
- 宮下教育委員 再開が6月になるか分かりませんが、6月になった場合に、例えば、夏休みを少なくしたり土曜日の授業とかにすると、子どもたちの生活がものすごくハードスケジュールになります。そうならないようにしてほしいと思います。そうしたら三密ではなく、四密になってしまう、過密になってしまうのですよ。そうならないように子どもたちの健康安全を考えていくことも必要だと思しますので、授業時数だけの確保ではなく、そのようなことも考えた上で、四密にならないような配慮をお願いします。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第2、「議案第23号 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
  - 森山教育部長 「議案第23号 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について」、上記の議案を提出する。令和2年5月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、「令和2年度（令和元年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の評価を行うため、有識者を委嘱する必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
  - 栗岡教育総務課長 まずは、点検評価に関する有識者の委嘱に関連する法律、規則及び要綱について説明します。3枚目の参考資料をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項において、「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」とあります。続く第26条には「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し、公表しなければならない。」とあり、さらに第2項において「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とあります。これを受けて、教育委員会事務委任規則第2条第7号において、「法第26条の規定による点検及び評価に関すること。」を規定し、さらに実施要綱を定めています。
- 続いて、資料2枚目の名簿欄をご覧ください。点検評価の報告書の作成を始めた平成20年度から昨年度までの10年間には、有識者の交代はありましたが、2名の方をお願いしていました。令和元年度から3名体制となり、このたび佐藤柳次郎先生がご勇退されましたので、新たに1名を委嘱します。有識者には昨年度同様に学校教育分野と生涯学習分野から10項目を選んでいただき、二次評価を行っていただきます。今年度も昨年度に続き、学校教育の専門家である日本体育大学教授の角屋重樹先生と東京理科大学特任教授の並木正先生をお願いするとともに、新たに、前聖徳大学大学院教職研究科教授で東京都多摩教育事務所指導課長や青梅市立河辺小学校長などを歴任されました廣嶋憲一郎先生をお願いすることと

しています。3名のご経歴については表のとおりです。

今後の予定ですが、委員の皆様には第6回定例会までの間に今年度に評価を行う令和元年度分の事業及び事務局の内部評価について、内容がまとまった所管から随時説明します。

また、今年度の説明会は6月26日の午後を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては延期することも想定しており、7月20日の午前中を予備日としています。説明会では市役所において報告書のポイントを所管課長から説明し、有識者のご質問を受けたいと思います。有識者からは例年授業参観のご要望もありますが、今年度については状況を見て対応したいと考えています。当日は教育委員の皆様もご都合がつけばオブザーバーとしてぜひご参加をいただければと思っています。説明会での質疑を踏まえ、7月中旬には個々の有識者に個別の事業評価と全体の評価文をいただく予定ですが、説明会が7月に延期された場合でも7月中旬に評価文をいただくことをご了承いただいています。そして、8月の教育委員会に付議し、ご承認をいただければ庁議報告を経て市議会に報告する予定です。

○園田教育長 説明は終わりました。ご質問はいかがですか。

○馬場教育委員 令和2年度の有識者については角屋先生と並木先生が再任で、新しく廣嶋先生に委嘱するということです。有識者の先生にはできれば評価後の経過と言いますか、どのように改善したかを見ていただきたいと思うので、ある程度のスパンは続けていただけるといいかと思います。参考までに、再任の方にはどれぐらいの期間見ていただいていたのか伺います。

○栗岡教育総務課長 角屋先生については平成28年度からですので今年度で5回目、並木先生は平成29年度からになりますので4回目となります。両先生とも本市の教育行政には精通されていると認識しています。

○尾関教育委員 本市の場合はいわゆる学識経験者をお願いしていますが、学識経験以外の有識者をお願いしている例はほかの市ではありますか。

○栗岡教育総務課長 近隣6市の情報ですが2名から3名の委員に委嘱しており、学識経験者は1名ないし2から3名を委嘱しています。大学教授、私立で中学・高校の一貫教育を行っている学校の教諭、元教育長、国立教育政策研究所統括研究官、そのほか、現職の社会教育委員などに委嘱されています。さらに、市民公募委員や教育に関する知見を有する市民などに委嘱されているところもあります。本市では第1回目のときには宮下委員のほか、当時のPTA連合会長に委嘱した経過もあります。ちなみに、廣嶋先生については平成28年度から令和元年度まで東大和市で有識者として務められている実績があります。

○園田教育長 ほかにいかがですか。

なければ質疑を終わり、討論に入ります。討論はありますか。

○宮下教育委員 私からは賛成の立場から意見を述べさせていただきます。教育委員に任命される前になりますが、平成20年度の第1回から平成28年度までの9年間、有識者を務めてまいりました。先ほど馬場委員から、継続も必要ではないかということでしたが、私は9年間ですから、継続し過ぎたかなという気もしないでもありません。9年間続けてきた中では、有識者として自分が評価したことが果たして次の年にはどのように改善されてきたのかについては、一番大きな関心を持ったところです。

また、その9年間を振り返りまして、この間、少し時間がありましたのでこれまでの報告書を見ていたところ、当時、有識者として書いたものがたくさん出てきました。その中でいろいろな意見を述べていたわけですが、報告書の形式と、文章だけではなく図表や写真を入れるなどしてもう少し分かりやすいものにしていったらどうかと提案しています。先ず、数字で表せるものについては数字で表せる努力をしたらどうか。またはグラフ等々でより見える化をしていったらどうか。そのようなことについても報告書には書いていました。

お陰様で、それについては事務局が速やかに対応され、翌年度には分かりやすい報告書に

なっていました。私は点検評価者として、言ってよかったですと思いました。そのような意味からしますと、様々な有識者からのご意見をいただきながら、より良い報告書をつくることはこれからの東久留米市の教育を進めるのに必要なことだと思います。

提案されているこの3名の方はいずれも教育の実践家であり実務者でもありますので、様々な角度からまたご意見等をいただけたと思います。ついては本議案に賛成です。

- 馬場教育委員 私も賛成です。廣嶋先生にも宮下委員のように、長く東久留米の教育行政に携わっていただけたらと思います。
- 宮下教育委員 廣嶋憲一郎先生について補足させていただきます。廣嶋先生は東京都多摩教育事務所の指導課長という重責を経験しておられます。26市町村立学校を全部まとめている教育事務所です。引き受けていただいてありがたく思います。
- 園田教育長 よろしければ討論を終わり、採決に入ります。「議案第23号 東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第23号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第3、「議案第24号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第24号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱に係る教育長の臨時代理の承認について」、上記の議案を提出する。令和2年5月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由は、東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。
- 板倉生涯学習課長 議案第24号について補足説明します。

東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱については、4月21日に開催の教育委員会に提案を予定していましたが、しかしながら、4月13日付で新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当該教育委員会を延期する旨の決定がなされたこと、また、同じく感染防止の観点から、4月22日に東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会が書面の提出により開催される運びとなり、それまでに社会教育委員全員から各議事に対する確認書を提出するよう求められたことに伴い、同日までに社会教育委員の解嘱と委嘱を行う必要があったことから、東久留米市教育委員会事務委任規則第3条に基づき、教育長が臨時代理を行ったことに対し、同規則第4条に基づき承認を求めるものです。

社会教育委員については、社会教育法第2条に規定されている社会教育を振興するため、同法第15条に基づき設置されています。主な職務は社会教育に関し教育委員会に対して助言することや、教育委員会の会議に出席し社会教育に関して意見を述べることなどと規定されています。また、東久留米市社会教育委員の設置に関する条例第3条において、委員の定数は10名と定められており、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から選出されています。

まず、令和2年4月1日付人事異動に伴い、1号委員である学校教育関係の小・中学校の校長先生については、伊藤南町小学校長、湯浅旧下里小学校長、花房中央中学校長を4月16日付で解嘱し、新たに4月17日付で小瀬第五小学校長、三坂本村小学校長、齋藤久留米中学校長に委嘱するものです。

次に、3号委員については、荻野委員が一身上の都合により3月31日付で退任されたことから、新たに社会福祉協議会の荒島事務局長を4月17日付で委嘱するものです。

なお、新委員の任期については同条例第4条の規定に基づきまして、前任者の残任期間と定められており、令和2年8月31日までとなります。

○園田教育長 説明が終わりました。ご質問はいかがですか。よろしければ討論に入ります。

○尾関教育委員 賛成の立場から意見を述べます。荒島さんは元教育部長ですので教育行政に通じておられます。いろいろご苦勞をかけることとなりますが、引き受けていただいたことに感謝したいと思います。

○園田教育長 よろしければ討論を終わり、採決に入ります。「議案第24号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第24号は承認することに決しました。

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第4、「議案第25号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認に」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第25号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」、上記の議案を提出する。令和2年5月8日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策として、各小・中学校が休校中であることに伴い、オンラインでの家庭学習環境を整えるため、東京都の補助金を活用し、通信機器の通信費及び賃借料に係る令和2年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について、教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。

○栗岡教育総務課長 議案第25号に関連しまして、家庭学習通信環境整備事業について補足説明します。当事業の目的として、新型コロナウイルス感染症対策として現在休校中の小・中学校の児童・生徒の家庭におけるオンライン学習を支援するため、ネットワーク環境が整っていない世帯に対して新たに通信環境の整備を支援することにより、休校中の家庭学習環境の整備を図るものです。

具体的には、家庭でネットワーク通信環境がない児童・生徒に対して、学校で整備しているタブレットとこのたび事業者からレンタルするモバイルルーターをセットで貸し出し、自宅でもオンライン学習ができるようにするものです。予算規模は、現在タブレットが各校に45台ずつ配置してありますので、これに対応するモバイルルーターの賃借料及び3カ月分の通信料を合わせて2,137万5,000円を計上しています。財源としては東京都家庭学習通信環境整備支援事業補助金交付要綱に基づき、ルーターの補助上限が1台当たり1万円、通信費用が月額5,000円までが補助率10分の10という補助制度を活用するものです。

臨時代理とさせていただいた理由は、当該補助金の東京都への交付申請期限が4月24日までであり、この日までにこの予算措置が必要であったこと、また学校休業期間中の支援ということで早期に対応を図っていく必要があったため、臨時代理により補正予算措置をお願いしたものです。なお、4月24日付で市長による補正予算の専決処分が行われましたことを併せて報告します。

○園田教育長 ご質問はいかがですか。

○馬場教育委員 4月24日が申請期限で早期支援が必要であったということですが、いつまでに準備ができるのか伺います。

- 栗岡教育総務課長 コロナ関係の影響により、企業においても家庭での在宅ワークが進んでいますのでルーターの調達には苦慮しましたが、予定としては5月15日までに各学校に納品される予定となっています。その後、各学校で設定作業等をしまして、翌18日の週から準備ができた学校から配布が可能と聞いています。
- 園田教育長 再来週の頭ごろに貸し出せるかなという見通しですね。
- 栗岡教育総務課長 はい。
- 宮下教育委員 資料の中にモバイルルーター通信料と借り上げ料の中に540台という数字がありますが、この数字は何を根拠にしていますか。
- 栗岡教育総務課長 現在、各小・中学校1校当たり45台ずつのタブレットが整備されています。小学校については540台、中学校については315台です。この現在整備しているタブレットを貸し出せるようにすることで、ネットワーク環境のない家庭に対してカバーができると判断しています。
- 宮下教育委員 そういう台数ですか、分かりました。カバーする必要がある家庭の子どもたちに貸与していく。先ほども申し上げましたが、セッティングはしても使えなければ何の意味もないです。これは教師の指導に委ねることが多いと思います。借り上げすることによって子どもたちが使えるようにするために、学校側ではどのような指導体制を組むのか、指導室に考えがあれば伺います。
- 樫田指導室長 モバイルルーターが貸与できたら、家庭における子どもたちの学習状況をつぶさに確認します。環境が整い次第、順次、子どもに持ち帰ってもらい、eライブラリの利用状況等を見ながら、学習上での活用状況を把握し、対応していきたいと考えています。
- 宮下教育委員 教師には、やさしく、分かりやすく、子どもたちに指導してもらうようお願いします。これからのネット社会に活躍できる教師を育てていくことは、大きな課題になりますね。
- 園田教育長 よろしければ質疑を終わり討論に入ります。
- 尾関教育委員 賛成の立場から意見を述べます。学校によっては1割から3割程度でネット環境が整わない家庭があるということでした。不足した学校があれば互いに台数を融通しあうといった応用をしてもらいたいと思います。弾力的に運用し、フォローもしっかりしてもらいたいと思います。
- 馬場教育委員 私も賛成の立場で申し上げるのですが、環境が整って学校のホームページも見られるようになった際には、先ほど宮下委員がおっしゃったように、各学校で工夫した発信と言いますか、学習だけではなく、心や体のケアをするものをぜひ取り入れてもらいたいです。現在も家でできる体操とか、音楽やマスクのつくり方など、いろいろなアイデアを出してほしいです。有効に活用してほしいと思います。
- 園田教育長 よろしければ討論を終わり、採決に入ります。「議案第25号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第25号は承認することに決しました。

---

## ◎諸報告2

- 園田教育長 日程第5、諸報告2に入ります。「②東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について」の説明をお願いします。
- 白土学務課長 東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励

費事務処理要綱の一部改正について報告します。なお、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費のいずれも修正の趣旨は同一ですので、一括で内容説明をします。

3枚めくっていただいて、横開きの「東久留米市就学援助費事務処理要綱新旧対照表」をご覧ください。改正箇所について大きく3点です。1点目は、今般の状況への対応も含む大規模風水害等発生時等においても申請者の不利益とならないよう柔軟に申請受付認定作業を行うことができるよう改正するものです。新旧対照表1ページ目の第5の下線部です。この4月からの臨時休業や緊急事態宣言等、状況を鑑みますと、就学援助の申請が遅れてしまう。例えば4月中に申請ができず、5月申請になってしまうご家庭が発生するのではないかという懸念がありました。一方、従前は、途中認定は申請書の提出を受けた月の1日からとするとされておりました。この場合に、入学後に新入学児童・生徒学用品費の支給を受けられるのは4月認定を受けた世帯に限られてしまいます。このことから、認定期日について、3行目の途中からありますように、「教育委員会が必要と認めた場合、認定期日は援助を必要とする時点の属する月の1日からとすることができる。」との文言を加えたものです。なお、5月に設けられる登校日において改めて制度周知を図るために、全児童・生徒にお知らせを配布しまして、また、この情勢を鑑みまして、例年は窓口收受のみなのですが、郵送申請についてもご案内する予定です。

2点目は、単価の変更です。もう1枚めくっていただきまして、別記2の下線部です。本要綱に規定する学用品費等については、文部科学省の要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の予算単価に準拠しております。令和元年12月24日付事務連絡によりその予算単価案が示されていましたが、今般、国の令和2年度予算が成立し予算単価も改定されていることから、本市の支給額改定も行うものです。なお、改定額が小幅であることなどから補正予算要求はしていません。

3点目は、より実態に沿った支援ができるよう文言の修正を行うものです。1ページ戻っていただいて、新旧対照表2ページ目の下線部です。本要綱による援助は市立小・中学校に限らず、就学に支援を要する公立小・中学校に通う児童・生徒の保護者が対象となっていますが、今まで校外活動費及び修学旅行費には学年が括弧書きされていました。市立小・中学校における実施学年が記載されていたので、これを修正するものです。

○園田教育長 ご意見、ご質問はいかがですか。

○宮下教育委員 校外活動費と修学旅行費について質問します。それに係わる実費については援助費を出すということですので素晴らしいことだと思います。

関連して、各小・中学校の校外活動費並びに修学旅行費に関わる費用ですが、教育委員会では上限を設けていますか。

○白土学務課長 上限額は設けていません。予算につきましては予算編成の段階で各々の年の実績や来年度想定される受給者の数などを、予算立てのところで状況把握して予算の手当てをしている状況です。

○宮下教育委員 援助については実費支給ということは分かるのですが、そうではなくて、学校の行事計画そのものに上限があるのかどうかを伺っています。どこかに規定はありますか。これにかかる費用について、援助を必要とする児童・生徒には実費を支給するということがすね。そうではなくて、学校が考えるときのイベントに対する費用の上限はあるのかないかを伺っています。把握していなければ結構です。学校によって差がついてはいけないと思いましたので質問しました。

○園田教育長 修学旅行については、都教委から一定の上限は来ていませんでしたかね。それは小・中学校は出さないのでしたか。上限については特段の決めはないということになりますかね。学校行事の回数が何回である、その費用の上限は幾らまでというのは、特段、教育委員会としての決め事はないのです。学校の中の決め事ですから、当然、市費の負担も含め

て適切な価格の中で抑えられるだろうという前提の中で決めているのだと思います。

- 宮下教育委員 その前提がどこかにあるのかと思って伺いました。
- 園田教育長 修学旅行の場合ですが、高額になってはいけないということで、教育委員会が各学校に一定の上限を設けることは、場所によってはやったりしますね。
- 宮下教育委員 今までトラブルがなければそれで結構です。
- 白土学務課長 今回、要綱を改定して学年の記載を削除したということもありますので、予算編成の段階で指導室と連携を密にしながら、各校の実施の相談の内容などを把握させていただくとともに、予算編成が進んでいく中で教育課程も決まってくる段階かと思っておりますので、そういったところの連絡を密にしながら、予算編成に遺漏がないよう対応していきたいと考えています。
- 宮下教育委員 お願いします。
- 園田教育長 よろしければ、次の「③令和元年度東久留米市「学力定着度調査」結果について」の説明をお願いします。
- 樫田指導室長 令和元年度東久留米市「学力定着度調査」結果についてまとめましたので、報告します。詳細については統括指導主事が説明します。
- 今野統括指導主事 私から、今回の「学力定着度調査」の結果について説明します。資料の左側上段の平均得点率をご覧ください。太字が本市、括弧内が全国の数値です。

小学校第4学年で全国平均との差が大きくなっていますが、第6学年で全国平均に近づき、中学校第2学年で全国平均を超える結果となっています。次に、観点別調査結果の平均得点率についてご覧ください。先ず、国語です。従来の課題であった「書く」「読む」が昨年同様、改善が進んでいます。昨年の課題であった「関心・意欲・態度」「言語についての知識・理解・技能」はどの学年でも全国平均に届かず、引き続きの取り組みが必要であると考えます。算数・数学をご覧ください。「数学的な見方や考え方」についてはやや改善傾向ですが、特に小学校で課題が継続している状態です。

2枚目の学力の伸びをご覧ください。同一学年集団の学力の伸び率をまとめました。それぞれ全国平均を100とした数に換算して比較したものです。2年間の学習指導で昨年度の小学校6年生は国語が3ポイント、算数が6ポイント伸びています。また、昨年度の中学校2年生は国語が6ポイント、数学が8ポイント伸びています。このことから、本市の学力向上に向けた取り組みは方向性として成功していると捉えていますので、現在の取り組みを充実しながら継続していきたいと考えています。

本件について、市全体の傾向で説明しましたが、市内には国語で13ポイント、算数で18ポイント伸びた小学校や、国語で11ポイント、数学で20ポイント伸びた中学校がありました。こうした学校ごとの取り組みについても指導室訪問などの機会を通じて各校に伝え、学習指導力の向上につなげていきます。

- 園田教育長 説明が終わりました。この件についてご質問、ご意見はいかがですか。
- 宮下教育委員 新しく本市においでいただいた今野統括指導主事は、中学校の副校長でいらっしゃいましたが、大変素晴らしい実績を残されたと同っています。
- そこで伺います。東久留米市の子どもたちの学力の定着度について説明していただいたわけですが、説明しながら、東久留米市の子どもたちを第一印象としてどのようにお感じになったのか。私は、指導室長がお見えの時にも同じ質問をさせていただきました。多分一番フレッシュに感じられているでしょうし、それからスタートしていかなければいけないと思います。率直にお答えいただければと思います。
- 今野統括指導主事 伸び率を見まして、伸びている学校については伸び率のポイントが高い、すごいなと率直に感じました。小学校低学年からだんだん中学生になるにつれて学力の定着状態がよくなっているということは、子どもたちの学習意欲の高まりがあるのだろうと思っ

ています。それに対して教員は指導力を高めていかななくてはいけないなと思っています。

○宮下教育委員 ありがとうございます。

○園田教育長 なかなか授業を見られない状況なので、数字に基づく話しかできないのですが、昨年もそうでしたが、小学校から中学校にかけて伸び率は高いです。これはこれでいいことだと思っていますが、逆に言うと、小学校低学年でもう少し高まっていかなければいけないという課題はずっとあって、そのことについても引き続き問題意識を持ってもらいたいと思います。授業を見られるような状況になっただけでひ見ってもらって、小学校の低学年の改善について頑張っていたきたいと思います。

続いて「④教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について」の説明をお願いします。

○森山教育部長 教育委員会が所管します公共施設のうち、スポーツセンター及び市立図書館について、令和3年4月からの指定管理者選定に向けて、本年度それぞれに指定管理者選定委員会を設置し、プロポーザルによる選定事務を行っていきます。

公募要領の配布期間等のスケジュールですが、本年度は東久留米市の複数の公共施設について指定管理者の公募及び選定が行われるため、6月1日号の「広報ひがしくるめ」及び市ホームページにて一括して掲載していく予定ですが、概要として、今月から施設ごとに指定管理者選定委員会を設置し、広報等で事業者を募集して以降、それぞれの選定作業を進めていきます。

両施設とも年内には指定管理者の候補者を決定の上、市議会に指定についての議案を提案させていただき予定で進めていくため、秋口ごろには教育委員会でご審議いただけるよう計画的に取り組んでいきます。施設ごとの概要については各担当から説明します。

○板倉生涯学習課長 スポーツセンターの指定管理者選定について説明します。スポーツセンターは平成18年度から指定管理者制度を導入しており、以降は指定管理者による効率的で安定的な施設運営を行っています。現在は3期目となっており、今回4回目の指定管理者の選定となります。

令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から3月のほぼ1カ月間、休館したことなどの影響から、利用者は昨年度より年間で5万5,000人程度減少したものの、それでもなお約40万8,000人の利用者があり、市民スポーツの拠点として施設の貸し出し業務、利用者への助言、指導、相談業務のほか、体育、スポーツ、レクリエーションに関する自主事業を年間約4,000本展開しています。また、施設の維持管理においても法定点検など保守管理のみならず、利用者が安全で快適にスポーツができるよう環境維持管理にも積極的に取り組んでいます。

令和3年度からの指定管理者の選定に当たりましても、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や、地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が図られる市民スポーツ振興の拠点となるスポーツセンターとなるよう選定の取り組みを進めていきたいと考えています。

○佐藤図書館長 図書館の指定管理者選定について説明します。市立図書館では平成25年度から滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の三つの地区館について指定管理者制度を導入し、第1期は平成25年度から29年度までの5年間、第2期は平成30年度から令和2年度の3年間を指定期間として民間事業者管理、運営を委ねています。また、平成29年1月に教育委員会において決定しました「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づいて、令和3年度からは中央図書館と地区館の3館を一体的に運営する指定管理者の導入に向けて準備を進め、昨年度には新たな図書館運営に向けた考えを整備し、教育委員会でご報告させていただきました。

今回の指定管理者選定に当たりましては、図書館行政や選書と除斥の最終確認の決定、地



域資料や行政資料サービス、ハンディキャップサービスなどを、市が担う業務を除き、中央図書館と地区館3館の管理、運営は一つの指定管理者に委ねていく考えですが、特に中央図書館については市と指定管理者が役割分担して連携を図るとともに、それぞれに直接的な図書サービスを行っていく新たな図書館運営を目指しています。また、それに向けた施設面の基盤整備として、6月から中央図書館を休館の上、大規模改修工事も並行して行っていきます。この1年間を通じながら計画的に選定及び大規模改修についても進めていきたいと考えています。

○園田教育長 ご意見、ご質問、いかがですか。

それぞれ指定管理者選定委員会を設置するという説明がありましたが、その選定委員会の委員はどのような背景の人が選任される予定なのか。もう一つは、スケジュールとしていつごろ教育委員会にその結果がこうですよということで報告があるのか、その辺の見通しについて、話せる範囲で説明をお願いします。

○佐藤図書館長 代表しまして私から説明します。まず、指定管理者の選定委員会の委員ですが、東久留米市指定管理者選定委員会の設置要綱があります。こちらに基づいて、委員会は副市長と企画経営室長、総務部長、指定管理者の選定を行う施設の所管部長として教育部長、それから外部の見識者で構成します。外部委員は公の施設ごと、当該の公の施設に精通した学識経験者から1名、それから学識経験者、公認会計士または税理士、社会保険労務士、その他、企業等の経営に関する知識を有する方から1名を選任し委嘱するものです。図書館においては図書館情報いわゆるメディア図書館学、公共図書館に精通した学識経験者、マネジメントに関する部分で税理士、公認会計士等々といった方から外部委員としてお招きします。

スポーツセンター並びに図書館の今後のスケジュールですが、年内の市議会で提案し、ご審議をいただくようになりますので、そちらが12月の市議会定例会とすれば、その前段で教育委員会にお諮りすることになりますので、概ね10月から11月ごろに選定の結果に基づいて報告させていただくことになろうかと思えます。

○園田教育長 そのほかいかがですか。よろしければ、次に「⑤令和3年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択方針等について」の説明をお願いします。

○椿田指導室長 令和3年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書採択方針等について報告します。

今年度は、令和3年度から6年度使用の中学校の全教科の教科用図書の採択、さらに特別支援学級使用一般図書採択を実施します。公正かつ円滑に採択事務を進めてまいります。詳しくは統括指導主事より説明します。

○今野統括指導主事 資料「教科書採択における公正確保の徹底及び令和3年度使用教科書の採択事務処理について」のうち、4ページの「4 東京都教育委員会における令和2年度の調査に関する日程（予定）」をご覧ください。中学校については令和3年度から新しい学習指導要領が実施される予定となっていることから、全教科採択となります。

「令和3年度～6年度使用 中学校 教科用図書採択事務日程」をご覧ください。5月1日から選定調査委員の市民公募の受付を開始しています。受付期間は5月14日までとなっています。資料「東久留米市教科用図書採択要綱」をご覧ください。選定調査委員会の第1回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面にて開催することとなりました。そのため、市民公募の方を含めた選定調査委員、資料作成委員に委嘱状を公布し郵送します。委員会は3回を予定しています。選定調査委員会の職務や組織については、第5「調査委員会の職務」、第6「調査委員会の組織」を後ほどご覧ください。

次に、5月21日に資料作成委員会を開催します。資料作成委員会では2回の全体会を予定しています。資料作成委員会の職務や組織については、第8「資料作成委員会の職務」、第9「資料作成委員会の組織」を後ほどご覧ください。

また、選定調査委員会及び資料作成委員会が教科用図書を研究する際の観点としては、資料「東久留米市教科用図書採択要綱実施細目」にまとめています。採択の流れについては、第7「その他」で図にしていますのでご覧ください。

選定調査委員会、資料作成委員会による作業と並行して、学校の意見、市民の意見をいただく必要があります。「令和3年度～6年度使用 中学校 教科用図書採択事務日程」にお戻りください。そこで、市民の皆様を対象として教科用図書の見本本の展示を市庁舎にて行います。今回は中央図書館の工事があり、他の場所を検討したのですが閲覧期間中に見本本の展示場所と管理する人員が確保されなかったため、本庁舎6階601会議室の1カ所のみとなります。閲覧期間は6月10日から7月6日までの平日19日間の予定です。また、今回から市民の意見を、請求があれば開示するようにしました。ただし、意見を記入する際に開示することを承諾された方のものの開示となります。

学校での見本本の閲覧は、5月下旬から行います。教育委員の見本本閲覧については、6月下旬から8月3日を予定しています。場所は市庁舎です。

最期に、「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」の2ページ、1の「(4)学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」をご覧ください。特別支援学級で使用するものについて説明します。特別支援学級では当該学年より下の学年の教科用図書を使用したり、一般に流通している図書を使用したりすることで、より日常生活に近い内容で学習を繰り返し行うことが効果的であるとされています。そこで、教科書目録に記載されている教科書以外の教科用図書を採択することができます。これを一般図書と呼び、こちらにも採択の対象となっています。

教科書採択の公正の確保については、国、都よりさまざまな通知が送付されています。各法令、通知に基づき選定調査委員、資料作成委員の選任については、教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように慎重に進めています。また、教科書発行者の過度な宣伝活動に対応することのないよう、市立学校に周知しました。

- 園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はいかがですか。
  - 尾関教育委員 5月中に選定調査委員会の開催とありますが、コロナの問題で日程が延びた場合でも、デッドラインというか、今まで8月中に採択しなければいけないということがありました。それは変わらないということでしょうか。
  - 樫田指導室長 国や都からの通知等については、8月いっぱいまでに採択するということによって現行変わっておりません。
  - 宮下教育委員 事務日程の件で伺います。教科書採択については様々のご意見が教育委員会に寄せられています。それらのご意見も多分踏まえながら、今回のこのようなスケジュールをつくっていると思いますが、その中にオリンピック・パラリンピックの開催があることや、先生方の研修等の日程があって教育委員会で採択する日程の設定が難しい、ということを指導室からご意見に対する回答として出していますね。しかし、実際にはオリンピック・パラリンピックの開催も今年はなくなりました。そうすると、採択の日程にもう少しゆとりがあってもいいのではと思います。
- しかし、本日の説明では昨年度とほぼ同じ理由で8月7日にしたのかどうか。考え方があればお示ししていただければと思います。
- 樫田指導室長 ご指摘のとおり、オリンピックもなくなりましたが、日程等については昨年どおりで進めています。しかし、コロナ対策の対応として夏休みの取り扱いがどうなるかということもありますので、柔軟に考えていきたいと考えています。
  - 宮下教育委員 柔軟に考えていくということは、8月7日から変わるかもしれないという意味ですか。
  - 樫田指導室長 その可能性も出てくると考えています。日程を変えなくてはならない状況に

になりましたら、また、ご相談させていただきたいと思います。

- 園田教育長 先ほど尾関委員からも質問がありましたが、教科書の展示をはじめこの環境ではなかなか難しいです。6月に入って環境が変わることを期待していますが、コロナの状況によってはもしかしたらスケジュールは変わり得るのかとは思っています。展示の状況も含めて検討の余地があるかもしれません。ほかに工夫して展示ができるのであればそれはそれで結構だと思います。

よろしければ、続いて、「⑥令和元年度後期（10月～3月分）の教育長の休暇等の取得について」の説明をお願いします。

- 栗岡教育総務課長 令和元年度後期（10月～3月分）の教育長の職務専念義務の免除の申請及び年次休暇等の取得について報告します。

資料として、「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を添付しています。平成27年4月以降、教育長が職務に専念する義務の免除を受けるには条例に基づき教育委員会が認める場合となっており、また、休暇については市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受け一般職の職員の例により規則を定め、一般職同様の取り扱いをすることとし、休暇簿により申請しています。

教育委員会へは前期、後期と、年2回に分けて報告を行っており、今回はその後期分となります。この後期分については、有給休暇を2日間取得し、職務専念義務の免除の申請はありませんでした。報告は以上です。

- 園田教育長 よろしければ、次に「⑦その他」ですが事務局から何かありますか。
- 樺田指導室長 指導室から1件報告します。「第二次東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱」の案を配付させていただきました。平成27年10月に策定しました第一次東久留米市特別支援教育推進計画が、今年度で5年目を迎えます。そのため、今年度から第二次の推進計画の策定作業を進めていきますので、本日はこの設置要綱案と委員会名簿案を配らせていただきました。こちらの第1回の策定委員会を今後開催し、今後この策定作業を進め、作業が進みましたらこの場にて報告させていただきます。

- 園田教育長 第二次特別支援教育推進計画の計画年度はいつからですか。

- 樺田指導室長 令和3年度から5年間の計画になります。

- 園田教育長 大事な計画だと思うので、教育委員会への報告は適切をお願いします。

今考えているスケジュールによるとどのように進めていく予定ですか。この要綱では、教育部長を委員長としてここで案をたたくことになっています。そのたたいた案を教育長に報告して、教育長から教育委員会に議案あるいは報告として出し、それで決定するという流れになると思いますが、いつごろの計画の決定を目指していますか。

- 樺田指導室長 秋口ぐらいに素案を策定し、教育委員の皆様にご提示させていただきたいと思っています。その後、案についてのパブコメ等を行い、12月には正式な案として決定していく予定です。その後、庁議や議会等に報告して今年度中の策定を考えています。

- 園田教育長 大事な内容ですから、折に触れて教育委員への説明等をお願いします。

---

### ◎閉会の宣告

- 園田教育長 以上で令和2年第5回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後3時34分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年5月27日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 馬場そわか (自書)